

目次

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第一条関係）	1
○ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄）（第二条関係）	4
○ 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）（第三条関係）	26
○ 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）（抄）（第四条関係）	28
○ 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）（第五条関係）	30
○ 地方財政審議会令（平成十二年政令第二百六十八号）（抄）（附則第五条関係）	32
○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）（抄）（附則第六条関係）	33
○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第三百六十二号）（抄）（附則第七条関係）	35

改正案	現行
<p>（交付金の交付）</p> <p>第二百十条の十二 普通交付金は、地方自治法第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされている事務の処理に要する経費につき、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十一条から第十三条までに規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政需要額（次項及び第二百十条の十五において「基準財政需要額」という。）が、地方税法第七百三十六条第一項の規定により読み替えられた同法第一条第二項において準用する同法第五条第二項の規定により特別区が課する税（以下この項において「特別区が課する税」という。）</p> <p>）、同法第七百三十四条第三項において準用する同法第七十一条の二十六第一項の規定により特別区に交付するものとされる利子割に係る交付金（以下この項において「利子割交付金」という。）</p> <p>）、同法第七百三十四条第三項において準用する同法第七十一条の四十七第一項の規定により特別区に交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項において「配当割交付金」という。）</p> <p>）、同法第七百三十四条第三項において準用する同法第七十一条の六十七第一項の規定により特別区に交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項において「株</p>	<p>（交付金の交付）</p> <p>第二百十条の十二 普通交付金は、地方自治法第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされている事務の処理に要する経費につき、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十一条から第十三条までに規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政需要額（次項及び第二百十条の十五において「基準財政需要額」という。）が、地方税法第七百三十六条第一項の規定により読み替えられた同法第一条第二項において準用する同法第五条第二項の規定により特別区が課する税（以下この項において「特別区が課する税」という。）</p> <p>）、同法第七百三十四条第三項において準用する同法第七十一条の二十六第一項の規定により特別区に交付するものとされる利子割に係る交付金（以下この項において「利子割交付金」という。）</p> <p>）、同法第七百三十四条第三項において準用する同法第七十一条の四十七第一項の規定により特別区に交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項において「配当割交付金」という。）</p> <p>）、同法第七百三十四条第三項において準用する同法第七十一条の六十七第一項の規定により特別区に交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項において「株</p>

式等譲渡所得割交付金」という。）、同法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定により特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この項において「地方消費税交付金」という。）並びに同法第百三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下この項において「ゴルフ場利用税交付金」という。）

の収入額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の規定により特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の額につき、特別区が課する税にあつては地方交付税法第十四条第二項に規定する基準税率に係る率を百分の八十五とし、利子割交付金にあつては同条第一項の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、配当割交付金にあつては同項の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、株式等譲渡所得割交付金にあつては同項の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、地方消費税交付金にあつては同項の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、ゴルフ場利用税交付金にあつては同項のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五と

式等譲渡所得割交付金」という。）、同法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定により特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この項において「地方消費税交付金」という。）、同法第百三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下この項において「ゴルフ場利用税交付金」という。）

並びに同法第七十七条の六第一項の規定により特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項において「環境性能割交付金」という。）の収入額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の規定により特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の額につき、特別区が課する税にあつては地方交付税法第十四条第二項に規定する基準税率に係る率を百分の八十五とし、利子割交付金にあつては同条第一項の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、配当割交付金にあつては同項の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、株式等譲渡所得割交付金にあつては同項の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、地方消費税交付金にあつては同項の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、ゴルフ場利用税交付金にあつては同項のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五と

し、同項及び同条第三項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政収入額（次項及び第二百十条の十五において「基準財政収入額」という。）を超える特別区に対して、次項に定めるところにより交付する。

2
4
略

し、環境性能割交付金にあつては同項の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項及び同条第三項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政収入額（次項及び第二百十条の十五において「基準財政収入額」という。）を超える特別区に対して、次項に定めるところにより交付する。

2
4
略

(傍線部は改正部分)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(公営競技納付金の納付)</p> <p>第二条 法第三十三条 の規定により公営競技を行う都道府県又は市町村(特別区を含む。以下この条において「施行団体」という。)が地方公共団体金融機構(第五項において「機構」という。)に納付すべき納付金(以下この条において「公営競技納付金」という。)の額は、当該年度の公営競技につき、次に掲げる売得金又は売上金の額(施行団体が公営競技を行うことを目的とする一部事務組合又は広域連合(第四項において「一部事務組合等」という。))を組織して公営競技を行う場合にあつては、当該売得金又は売上金を収益配分率によつて按分して得た額。以下この条において「売上額」という。)の合計額から四十億円を控除した額(次項第七号において「控除後売上額」という。)に、同項に定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額が当該年度の公営競技の収益の額から七千万円を控除した額(第四項において「調整後収益額」という。)から当該年度の公営競技の売上額の合計額に應じ第三項に定めるところにより算定した額を控除した額(以下この項において「納付限度額」という。)を超えるときは、公営競技納付金の額は、当該納付限度額とする。</p> <p>一〇四略</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(公営競技納付金の納付)</p> <p>第二条 法第三十二条の二の規定により公営競技を行う都道府県又は市町村(特別区を含む。以下この条において「施行団体」という。)が地方公共団体金融機構(第五項において「機構」という。)に納付すべき納付金(以下この条において「公営競技納付金」という。)の額は、当該年度の公営競技につき、次に掲げる売得金又は売上金の額(施行団体が公営競技を行うことを目的とする一部事務組合又は広域連合(第四項において「一部事務組合等」という。))を組織して公営競技を行う場合にあつては、当該売得金又は売上金を収益配分率によつて按分して得た額。以下この条において「売上額」という。)の合計額から四十億円を控除した額(次項第七号において「控除後売上額」という。)に、同項に定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額が当該年度の公営競技の収益の額から七千万円を控除した額(第四項において「調整後収益額」という。)から当該年度の公営競技の売上額の合計額に應じ第三項に定めるところにより算定した額を控除した額(以下この項において「納付限度額」という。)を超えるときは、公営競技納付金の額は、当該納付限度額とする。</p> <p>一〇四略</p>

2 法第三十三条 に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる公営
競技が行われる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

一 八 略

3 七 略

(サービスの提供の在り方の見直し等による公営企業の廃止に係る地方債の許可手続)

第三条 法第三十三条の五の十五第三項の規定により、地方公共団体（同条

第一項に規定する地方公共団体をいう。次項において同じ。）が同条第三
項に規定する地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方
債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、
都道府県又は指定都市にあつては総務大臣、市町村（指定都市を除き、特
別区を含む。）にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、総務大臣又は都
道府県知事の定める期間内に、法第三十三条の五の十五第五項に規定する
申請書を提出しなければならない。

3 五 略

(削る)

2 法第三十二条の二に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる公營
競技が行われる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

一 八 略

3 七 略

(公営企業の廃止等に係る地方債の許可手続)

第三条 法第三十三条の五の七第二項 の規定により、同項に規定する地方

公共団体が同項

に規定する地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方
債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、
都道府県又は指定都市にあつては総務大臣、市町村（指定都市を除き、特
別区を含む。）にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、総務大臣又は都
道府県知事の定める期間内に、
申請書を提出しなければならない。

3 五 略

(地方債の許可等)

第四条 法第三十三条の七第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起

こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若
しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第二条第一項第一号に掲
げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体

にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する許可をしようとする場合は、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 前二項に定めるもののほか、法第三十三条の七第四項に規定する許可に關し必要な事項は、総務省令・財務省令で定める。

4 総務大臣は、第二項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(退職手当の財源に充てる地方債の許可手続)

第五条 法第三十三条の八第一項の規定により、地方公共団体が同項に規定する地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、申請書を提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 総務大臣は、第一項に規定する許可又は前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可又は同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可又は同意

(削る)

(行政の簡素化等に関する計画に定めるべき事項等)

第四条 略

に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(行政の簡素化等に関する計画に定めるべき事項等)

第六条 法第三十三条の九第一項に規定する政令で定める事項は、次の各号

に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 第十条に規定する一般会計等の歳出の財源に充てるために起こした地方債の繰上償還を行おうとする場合 次に掲げる事項

イ 行政の簡素化及び効率化の基本方針

ロ 次に掲げる措置及びこれに伴う歳入又は歳出の増減額

(1) 歳入の増加を図るための措置

(2) 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出の削減を図るための措置

ハ 財政状況を示す数値として総務省令・財務省令で定める数値の見通し

二 イからハまでに掲げるもののほか、総務省令・財務省令で定める事項

二 公営企業に要する経費の財源に充てるために起こした地方債の繰上償還を行おうとする場合 当該公営企業に係る次に掲げる事項

イ 公営企業の経営の健全化の基本方針

ロ 次に掲げる措置及びこれに伴う収入又は支出の増減額

第五条 略

(旧資金運用部資金等の繰上償還に係る手続)

(1) 収入の増加を図るための措置

(2) 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の支出の削減を図るための措置

ハ 公営企業の経営の状況を示す数値として総務省令・財務省令で定める数値の見直し

二 イからハまでに掲げるもののほか、総務省令・財務省令で定める事項

2 法第三十三条の九第一項に規定する行政の簡素化及び効率化に関し政令で定める事項を定めた計画（次項及び次条において「行政の簡素化等に関する計画」という。）の計画期間は、五年間とする。

3 法第三十三条の九第一項の規定による繰上償還の申出を行う地方公共団体が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第四条第一項に規定する財政健全化計画又は同法第八条第一項に規定する財政再生計画を定めている場合にはこれらの計画を第一項第一号及び第二号に定める事項を定めた行政の簡素化等に関する計画と、同法第二十三条第一項に規定する経営健全化計画を定めている場合には当該計画を第一項第二号に定める事項を定めた行政の簡素化等に関する計画と、それぞれみなして、法第三十三条の九第一項の規定を適用する。

(旧資金運用部資金等の繰上償還に係る手続)

第七条

法第三十三条の九第一項の規定による繰上償還の申出及び行政の簡素化等に関する計画の提出は、総務大臣及び財務大臣に対して行うものとする。

2 総務大臣及び財務大臣は、地方公共団体から提出された行政の簡素化等に関する計画の内容が当該地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものであり、かつ、当該行政の簡素化等に関する計画の円滑な実施のため地方債の金利に係る負担の軽減が必要であると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知するものとする。

3 前項の規定による通知をした場合において、当該繰上償還に係る資金が法第三十三条の九第一項に規定する旧簡易生命保険資金（次項において「旧簡易生命保険資金」という。）であるときは総務大臣は独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に対し、当該繰上償還に係る資金が同条第一項に規定する旧公営企業金融公庫資金（次項において「旧公営企業金融公庫資金」という。）であるときは総務大臣及び財務大臣は地方公共団体金融機構に対し、それぞれ、遅滞なく、当該通知に係る地方公共団体の繰上償還に應ずるよう要請するものとする。

4 第二項の規定による通知を受けた地方公共団体は、繰上償還の額、繰上償還の期日その他の繰上償還を行うために必要な事項を記載した申請書を、当該繰上償還に係る資金が法第三十三条の九第一項に規定する旧資金運用部資金である場合にあつては財務大臣に、当該繰上償還に係る資金が旧簡易生命保険資金である場合にあつては独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に、当該繰上償還に係る資金が旧公営企業金融公庫資金である場合にあつては地方公共団体金融機構に、それぞれ提出するものとする。

第六條 略

(臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例)

第七條

令和四年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

2 略

第八條

法第三十五条第一号の経費は、北海道の開発のために北海道が行う土地開発、土地改良、河川、道路、港湾、電力開発、農畜水産、森林、開拓移住者等に関する事業に要する経費で主務大臣が指定するものとする。

2 法第三十五条第二号の経費は、北海道が行う河川、道路、砂防、港湾等の土木事業（前項に掲げるものを除く。）、災害応急事業及び災害復旧事業に要する経費で主務大臣が指定するものとする。

3 前二項の場合において、主務大臣が指定をしようとするときは、総務大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

(臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例)

第九條

令和三年度及び令和四年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

2 令和五年度から令和七年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに法第三十三条の五の

(削る)

二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

(令和三年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十条 令和三年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条
	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）
から同条	に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得

	第一号口	第二号
割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下「額」という。）を加算した額から読み替えた後の地方交付税法第十四条	及 び 航 空 機 燃 料 讓 与 税 合算額 地方交付税法第十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号） 同条 同法第十四条 から 合算額	地方交付税法第十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号） 同条 同法第十四条 から 合算額
読み替えた後の地方交付税法第十四条	読み替えた後の地方交付税法第十四条	読み替えた後の地方交付税法第十四条

(令和四年度及び令和五年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第八条 略

(令和四年度及び令和五年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十一条 令和四年度及び令和五年度における第十三条の規定による額の算

定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定
 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下
------	------	--

	譲与税 及び森林環境 及び森林環境譲与税及び交通安全対策 特別交付金 二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。 ）、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金
--	---

	第一号口						
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	第十四条	地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	地方税法		<p>から同条</p> <p>及び航空機燃料譲与税</p> <p>合算額</p>	<p>この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p> <p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条</p> <p>、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金</p> <p>合算額から特定交付見込額を控除した額</p>

第二号	第三号	第四号	第五号
同条	同条	同条	同条
読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
同法第十四条から	同法第十四条	同法第十四条	同法第十四条
に特定交付見込額を加算した額から	合算額から特定交付見込額を控除した額	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
合算額	同条	同条	同条
合算額から特定交付見込額を控除した額	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
譲与税	譲与税	譲与税	譲与税
、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金	、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金	、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金	、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方財政法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第三百三十五号）第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同令	地方財政法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第三百三十五号）第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同令

第一号口					
地方交付税法	合算額	料譲与税	及び航空機燃	から同条	
読替え後の地方交付税法第十四条	た額 合算額から特定交付見込額を控除し	策特別交付金	、航空機燃料譲与税及び交通安全対	に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条	条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）

第一号口					
地方交付税法	合算額	料譲与税	及び航空機燃	から同条	
読替え後の地方交付税法第十四条	た額 合算額から特定交付見込額を控除し	策特別交付金	、航空機燃料譲与税及び交通安全対	に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）

譲与税	及び森林環境 特別交付金	額	第二項
	、森林環境譲与税及び交通安全対策	基準財政収入額（地方交付税法附則 第七条の二第二項及び第七条の第三 二項に規定する算定方法におおむね 準ずる算定方法により加算した額が ある場合には当該額に相当する額を 控除した額とし、当該算定方法によ り控除した額がある場合には当該額 に相当する額を加算した額とする。	地方自治法施行令第二百十条の十二 第二項
			に関する法律施行令（平成十一年政 令第九十五号）第二条の規定により 読み替えられた地方自治法施行令 （昭和二十二年政令第十六号）附則 第七条の二の規定により読み替えら れた同令

（令和八年度以後における標準的な規模の収入の額の特例）

第十条 令和八年度以後の各年度における第十三条の規定による額の算定に

係る同条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条

譲与税	及び森林環境 特別交付金	額	第二項
	、森林環境譲与税及び交通安全対策	基準財政収入額（地方交付税法附則 第七条の二第二項及び第七条の第三 二項に規定する算定方法におおむね 準ずる算定方法により加算した額が ある場合には当該額に相当する額を 控除した額とし、当該算定方法によ り控除した額がある場合には当該額 に相当する額を加算した額とする。	地方自治法施行令第二百十条の十二 第二項
			に関する法律施行令（平成十一年政 令第九十五号）第二条の規定により 読み替えられた地方自治法施行令 （昭和二十二年政令第十六号）附則 第七条の二の規定により読み替えら れた同令

（新設）

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条
<p>地方揮発油譲</p> <p>地方揮発油譲与税減収補填特例交付</p>	<p>から同条</p> <p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条</p>

第二号	第一号口	与税 金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金をいう。第三号から第五号までにおいて同じ。） 地方揮発油譲与税 、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金	料譲与税	合算額	地方交付税法第十四条	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	同条	同法第十四条から	合算額	第三号
同法第十四条	同法第十四条		同条	地方税法	読替え後の地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	合算額から特定交付見込額を控除した額	読替え後の地方交付税法第十四条	同条	同法第十四条

第五号		第四号	
特別とん譲与 税	地方揮発油譲与税減収補填特例交付 金、特別とん譲与税	特別とん譲与 及び森林環境 譲与税	地方揮発油譲与税減収補填特例交付 金、特別とん譲与税、 森林環境譲与税、交通安全対策特 別交付金及び分離課税所得割交付金
同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
特別とん譲与 税	地方揮発油譲与税減収補填特例交付 金、特別とん譲与税	特別とん譲与 及び森林環境 譲与税	地方揮発油譲与税減収補填特例交付 金、特別とん譲与税、 森林環境譲与税及び交通安全対策 特別交付金
地方自治法施 行令（昭和二 十二年政令第 十六号）	地方特例交付金等の地方財政の特別 措置に関する法律施行令（平成十一 年政令第九十五号）第二条の規定に より読み替えられた地方自治法施行 令（昭和二十二年政令第十六号）附 則第七条の二の規定により読み替え られた同令	地方自治法施 行令（昭和二 十二年政令第 十六号）	地方特例交付金等の地方財政の特別 措置に関する法律施行令（平成十一 年政令第九十五号）第二条の規定に より読み替えられた地方自治法施行 令（昭和二十二年政令第十六号）附 則第七条の二の規定により読み替え られた同令
第二項	地方自治法施行令第二百十条の十二 第二項	第二項	地方自治法施行令第二百十条の十二 第二項
基準財政収入 額	基準財政収入額（地方交付税法附則 第七条の二第二項及び第七条の三第 二項に規定する算定方法におおむね 準ずる算定方法により加算した額が	基準財政収入 額	基準財政収入額（地方交付税法附則 第七条の二第二項及び第七条の三第 二項に規定する算定方法におおむね 準ずる算定方法により加算した額が

		ある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。
自動車重量譲与税	地方揮発油譲与税減収補填特例交付金、自動車重量譲与税	
及び森林環境譲与税	、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金	

(削る)

(令和七年度及び令和八年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十一条 令和七年度及び令和八年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第七条第二項及び第九条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(令和六年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十三条 令和六年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十一条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(令和七年度及び令和八年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十四条 令和七年度及び令和八年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(令和九年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十二条 令和九年度以後の各年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十条」の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき経費)

第十三条 略

(令和九年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十五条 令和九年度以後の各年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十二条」の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき経費)

第十六条 法第十条の四第七号に掲げる経費のうち、当分の間、地方公共団体が負担するものは、次に掲げるものとする。

- 一 農地又は採草放牧地の権利の移動についての農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項の農業委員会の許可に要する経費
- 二 農地の転用についての農地法第四条第一項の都道府県知事等（同項に規定する都道府県知事等をいう。次号において同じ。）の許可に要する経費
- 三 農地又は採草放牧地の転用のための権利の移動についての農地法第五条第一項の都道府県知事等の許可に要する経費
- 四 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等についての農地法第十八条第一項の都道府県知事の許可に要する経費
- 五 土地の状況等に関する農地法第五十条の農業委員会の報告に要する経費

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>153 略</p> <p>4 当分の間、第四十三条第一項の標準税収入額の算定に係る同条第二項の規定の適用については、同項中「」の算定に用いられた基準財政収入額（同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額」とあるのは「」の算定に用いられた基準財政収入額（同法附則第七条の二第一項及び第七条の三第一項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額に当該基準財政収入額の算定基礎となつた分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。以下この項において同じ。）に係る額を加算した額」と、「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税減収補填特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金をいう。以下この項において同じ。）、「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「地方揮発油譲与</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>153 略</p> <p>4 当分の間、第四十三条第一項の標準税収入額の算定に係る同条第二項の規定の適用については、同項中「」の算定に用いられた基準財政収入額（同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額」とあるのは「」の算定に用いられた基準財政収入額（同法附則第七条の二第一項及び第七条の三第一項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額に当該基準財政収入額の算定基礎となつた分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。以下この項において同じ。）に係る額を加算した額」と、「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金」と</p>

税、石油ガス譲与税及び」とあるのは「地方揮発油譲与税減収補填特例交付金、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び」とし、市町村」とあるのは「から当該基準財政収入額の算定基礎となつた分離課税所得割交付金に係る額を控除した額とし、市町村」と、「額の算定に用いられた基準財政収入額（）」とあるのは「額の算定に用いられた基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項の規定の適用がないものとした場合における）」と、「地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税減収補填特例交付金、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金」と、「地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税減収補填特例交付金、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び分離課税所得割交付金」とする。

、市町村」とあるのは「から当該基準財政収入額の算定基礎となつた分離課税所得割交付金に係る額を控除した額とし、市町村」と、「額の算定に用いられた基準財政収入額（）」とあるのは「額の算定に用いられた基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項の規定の適用がないものとした場合における）」と、「特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金」と、「及び自動車重量譲与税」とあるのは「特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金」と、「及び自動車重量譲与税」とあるのは「特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金」とする。

改正案	現行
<p>（市町村に係る地方特例交付金の額の算定及び交付に関する都道府県知事の事務）</p> <p>第一条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第六条の規定により、都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき地方特例交付金の額の算定及び交付に関し、次に掲げる事務を取り扱わなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 法第五条第一項又は第二項の規定により交付時期ごとに交付すべき地方特例交付金の額を算定してこれを総務大臣に報告するとともに、当該市町村に通知すること。</p> <p>三 法第五条第三項の規定により地方特例交付金の全部又は一部を国に還付させること。</p> <p>（特別区財政調整交付金の特例）</p> <p>第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同令第二百十條の十二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の収入額」とあるのは「の収入額、地方特例</p>	<p>（市町村に係る地方特例交付金の額の算定及び交付に関する都道府県知事の事務）</p> <p>第一条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第六条の規定により、都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき地方特例交付金の額の算定及び交付に関し、次に掲げる事務を取り扱わなければならない。</p> <p>一 法第四条第一項の規定により総務大臣が決定し、又は変更した地方特例交付金の額を当該市町村に通知すること。</p> <p>二 法第五条第一項から第三項までの規定により交付時期ごとに交付すべき地方特例交付金の額を算定してこれを総務大臣に報告するとともに、当該市町村に通知すること。</p> <p>三 法第五条第四項の規定により地方特例交付金の全部又は一部を国に還付させること。</p> <p>（特別区財政調整交付金の特例）</p> <p>第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同令第二百十條の十二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の収入額」とあるのは「の収入額、地方特例</p>

交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この項において「特例交付金法」という。）第二条第一項の規定により特別区に交付するものとされる個人住民税減収補填特例交付金（同条第二項第一号に規定する個人住民税減収補填特例交付金をいう。以下この項において同じ。））、自動車税減収補填特例交付金（同条第二項第三号に規定する自動車税減収補填特例交付金をいう。以下この項において同じ。））、軽自動車税減収補填特例交付金（同条第二項第四号に規定する軽自動車税減収補填特例交付金をいう。以下この項において同じ。））及び地方揮発油譲与税減収補填特例交付金（同条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金をいう。）の額」と、「同法第十四条第一項」とあるのは「特例交付金法第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項」と、「同項及び同条第三項並びに同法」とあるのは「個人住民税減収補填特例交付金にあつては同項の個人住民税減収補填特例交付金の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、自動車税減収補填特例交付金にあつては同項の自動車税減収補填特例交付金の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、軽自動車税減収補填特例交付金にあつては同項の軽自動車税減収補填特例交付金の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項、特例交付金法第八条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第三項並びに地方交付税法」とする。

交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この項において「特例交付金法」という。）第二条第一項の規定により特別区に交付するものとされる地方特例交付金

の額」と、「同法第十四条第一項」とあるのは「特例交付金法第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項」と、「同項及び同条第三項並びに同法」とあるのは「地方特例交付金にあつては同項の地方特例交付金

の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項、特例交付金法第八条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第三項並びに地方交付税法」とする。

改正案	現行
<p>（一般会計の負担に属する公債及び借入金から除かれるもの）</p> <p>第四十一条 法第四十二条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五略</p>	<p>（一般会計の負担に属する公債及び借入金から除かれるもの）</p> <p>第四十一条 法第四十二条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律（昭和二十七年法律第四十三号）第九条の規定による廃止前の臨時軍事費特別会計の終結に関する件（昭和二十一年勅令第一百十号）第五条の規定に基づき旧臨時軍事費特別会計（同令第一条の規定により昭和二十一年二月二十八日においてその年度が終結された臨時軍事費特別会計をいう。）から一般会計に承継された借入金</p> <p>二 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第七条第一項の規定に基づき独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から一般会計に承継された債務に係る長期借入金（同項第一号に規定する長期借入金をいう。）及び機構債券等（同項第二号に規定する機構債券等をいう。）</p> <p>三 法附則第二百三十条第四項の規定に基づき法附則第六十七条第一項第十号の規定により設置する国営土地改良事業特別会計から一般会計に承継された借入金</p> <p>四 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整</p>

六 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号）附則第
六条の規定に基づき交付税及び譲与税配付金特別会計から一般会計に承
継された借入金

備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第三百三十条の規定によ
る改正前の高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法
律（平成二十年法律第九十三号）附則第十条第三項の規定に基づき法附
則第六十七条第一項第十二号の規定により設置する国立高度専門医療セ
ンター特別会計から一般会計に承継された借入金

五 特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法
律第七十六号）附則第十二条第三項の規定に基づき同条第一項に規定す
る旧社会資本整備事業特別会計から一般会計に承継された借入金
（新設）

（傍線部は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（審議会の所掌事務の特例）</p> <p>第二条 審議会は、総務省設置法第九条に定める事務及び第一条に定める事務をつかさどるほか、<u>当分の間、地方財政法施行令附則第三条第五項</u>の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>						
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（審議会の所掌事務の特例）</p> <p>第二条 審議会は、総務省設置法第九条に定める事務及び第一条に定める事務をつかさどるほか、<u>次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる政令の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</u></p> <table border="1" data-bbox="635 1167 802 2045"> <thead> <tr> <th data-bbox="746 1167 802 1556">期 限</th> <th data-bbox="746 1556 802 2045">政令の規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="691 1167 746 1556">平成二十九年三月三十一日</td> <td data-bbox="691 1556 746 2045">地方財政法施行令附則第三条第五項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1167 691 1556">平成三十八年三月三十一日</td> <td data-bbox="635 1556 691 2045">地方財政法施行令附則第五条第五項</td> </tr> </tbody> </table>	期 限	政令の規定	平成二十九年三月三十一日	地方財政法施行令附則第三条第五項	平成三十八年三月三十一日	地方財政法施行令附則第五条第五項
期 限	政令の規定						
平成二十九年三月三十一日	地方財政法施行令附則第三条第五項						
平成三十八年三月三十一日	地方財政法施行令附則第五条第五項						

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（令和八年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p>第四条 令和八年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十一条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第七条第二項及び第九条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第九条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。</p> <p>（令和九年度以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p>第五条 令和九年度以後の各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十</p>	<p>附則</p> <p>（令和七年度及び令和八年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p>第四条 令和七年度及び令和八年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。</p> <p>（令和九年度以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p>第五条 令和九年度以後の各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十五条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十</p>

三条第一号イ」とあるのは「附則第十条」の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十条」の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(削る)

三条第一号イ」とあるのは「附則第十二条」の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二条」の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(令和五年度から令和七年度までの各年度における地方債を起すことができる場合の特例)

第六条 令和五年度から令和七年度までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及び地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により地方公共団体が地方債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする。

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第三百六十二号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（地方財政法施行令の一部改正）</p> <p>第四条 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第十三条中「第十条の四第七号」を「第十条の四第六号」に改める。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（地方財政法施行令の一部改正）</p> <p>第四条 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第十六条中「第十条の四第七号」を「第十条の四第六号」に改める。</p>